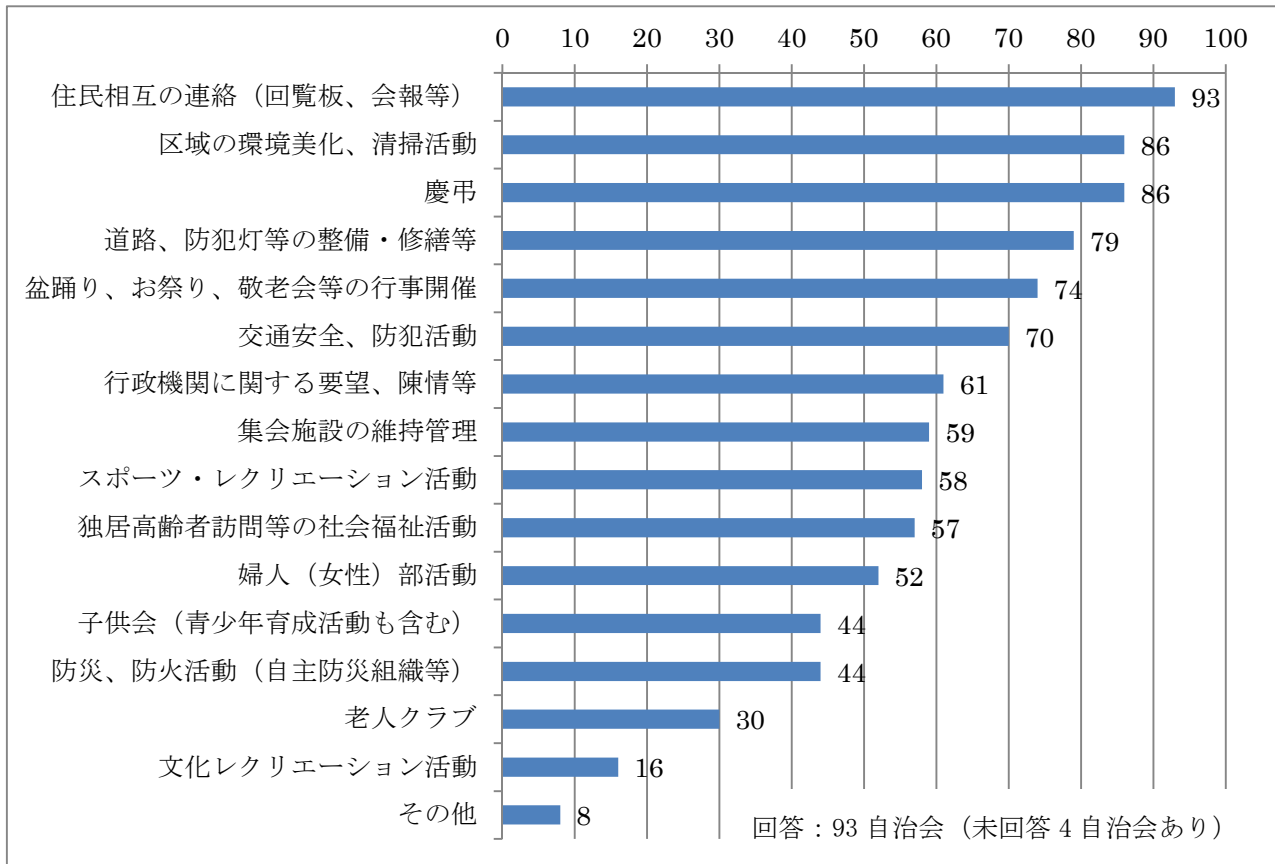


2 自治会の活動について

●自治会の活動として行っているもの（複数回答可）



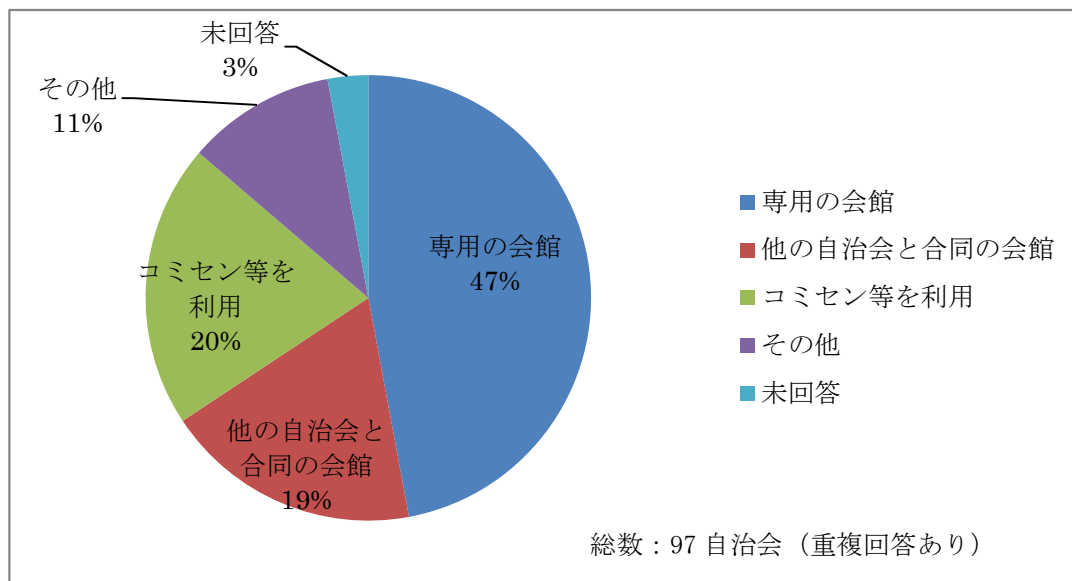
※その他の例

- ・居場所づくり（サロン活動）
- ・観楓会・花見・新年会などの親睦事業
- ・道路の除雪 など

「住民相互の連絡（回覧板、会報等）」は、回答のあったすべての自治会で取り組まれています。他にも、「区域の環境美化・清掃」、「慶弔」、「道路、防犯灯等の整備・修繕等」、「盆踊り、お祭り、敬老会等の行事開催」、「交通安全、防犯活動」は全体の7割を超える多くの自治会に取り組まれています。

「婦人（女性）部活動」や「子供会（青少年育成活動も含む）」は全体のおよそ半数で取り組まれています。近年、少子高齢化等の影響か、活動の終了を耳にすることも多く、取り組みが縮小してきていると考えられます。

●自治会館について（自治会の活動や会議に使用する会館）



※その他の例

- ・ 会長宅
- ・ 会社事務所等
- ・ 公共施設を借用 など

●会館の利用頻度は1か月にどれくらいか。（他団体の利用も含む）

| | 1日程度 | 5日程度 | 10日程度 | 15日程度 | 20日以上 |
|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 専用の会館 | 18 | 15 | 4 | 3 | 5 |
| 合同の会館 | 1 | 8 | 1 | 2 | 5 |
| コミセン等 | 2 | 4 | 1 | 1 | |
| その他 | 3 | 1 | | | |
| 合計 | 24 | 28 | 6 | 6 | 10 |

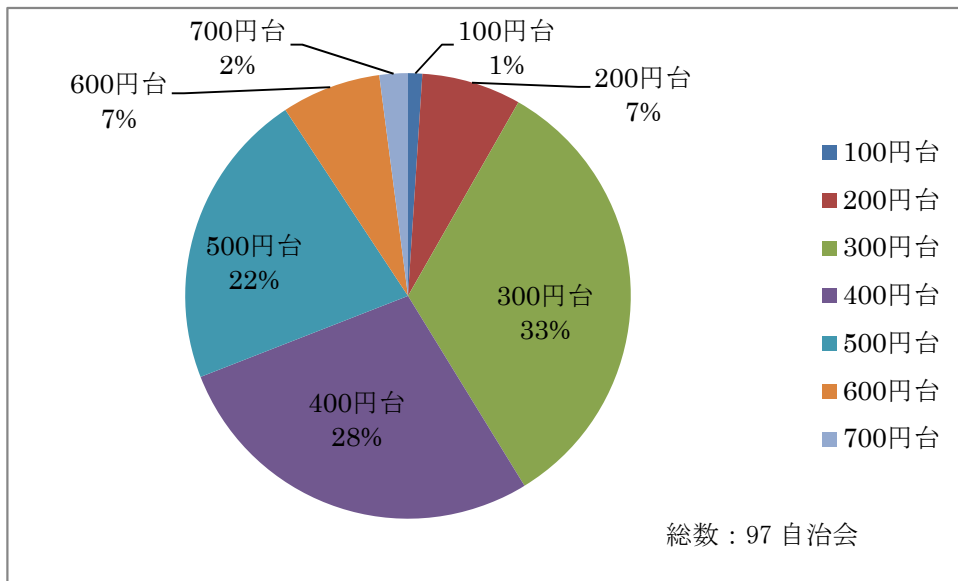
（回答：72 自治会）

※調査票の設問の設定が良くなく、回答ごとに利用頻度の考え方が異なると考えられますが、そのまま掲載します。

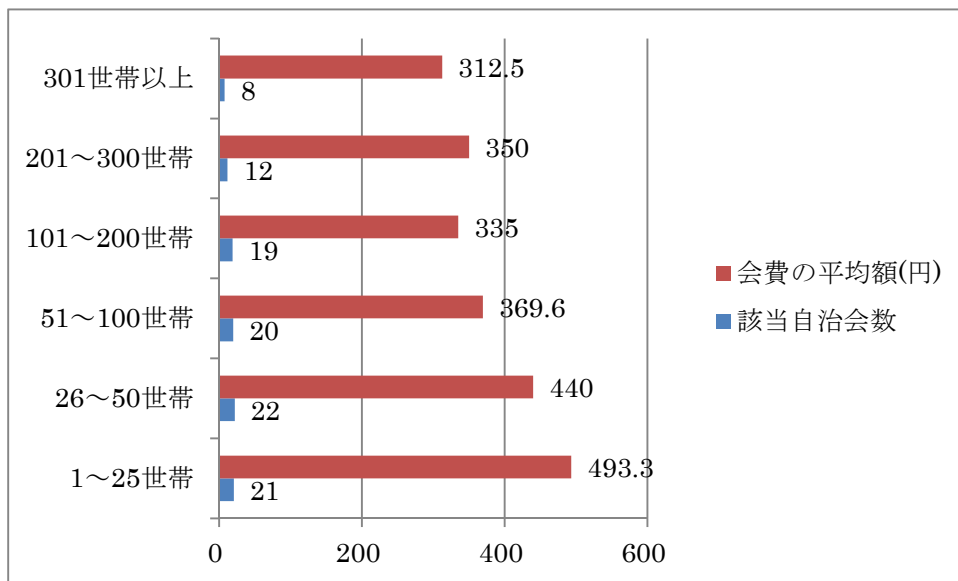
「専用の会館」（〇〇自治会館等）を使用している自治会がおよそ半数で、「他の自治会と合同の会館」（福社会館等）、「コミセン等を利用」の自治会が、それぞれおよそ2割です。

利用頻度については、「専用の会館」については「1日程度」「5日程度」が多く、会議等で1か月のうち数日だけ利用していることが多いと考えられます。「合同の会館」「コミセン等」は、複数の自治会が合同で利用していること、また、他団体にも貸し出しを行っていることから、上記の回答より利用頻度は多いと考えられます。

●自治会費について（1か月の自治会費の金額）



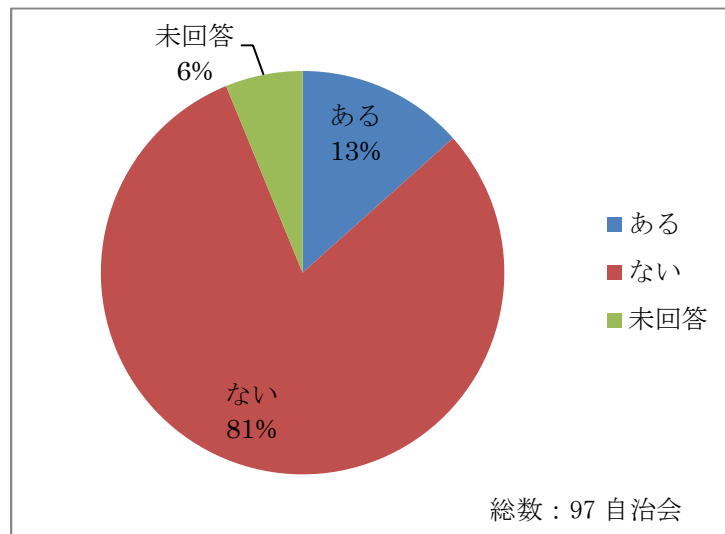
※参考（自治会の規模別の自治会費金額の比較）



自治会費については、1か月「300円台」がもっとも多く、およそ3割を占めています。多くの自治会が「300円台」～「500円台」に集中しています。

自治会加入世帯の規模ごとの自治会費を比較すると、大規模自治会ほど自治会費が低く設定されており、小規模自治会ほど自治会費が高い傾向があることがわかります。

●ひとり暮らし世帯やアパート入居者に対する自治会費の減額があるか。



※「ある」と答えた自治会の地区別一覧

(単位：自治会)

| 稀府 | 中央 | 関内 | 長和 | 市街 | 大滝 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 3 | 2 | 4 | 2 | 1 | 13 |

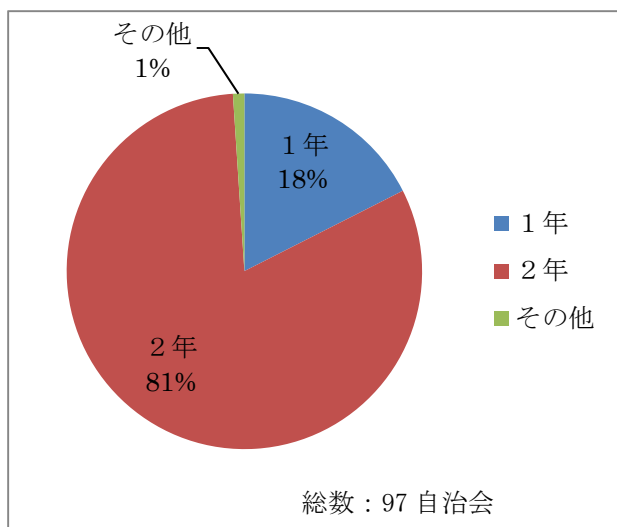
※減額の例

- ・ひとり暮らし世帯、母子家庭は半額
- ・ひとり暮らし世帯は月 400 円（一般世帯は月 500 円）
- ・ひとり暮らし世帯は約半額（一般世帯は年 5,000 円、ひとり世帯は年 3,000 円）
- ・75 歳以上のひとり暮らし世帯は会費を免除
- ・80 歳以上のひとり暮らし世帯は半額
- ・生活保護世帯は会費を免除 など

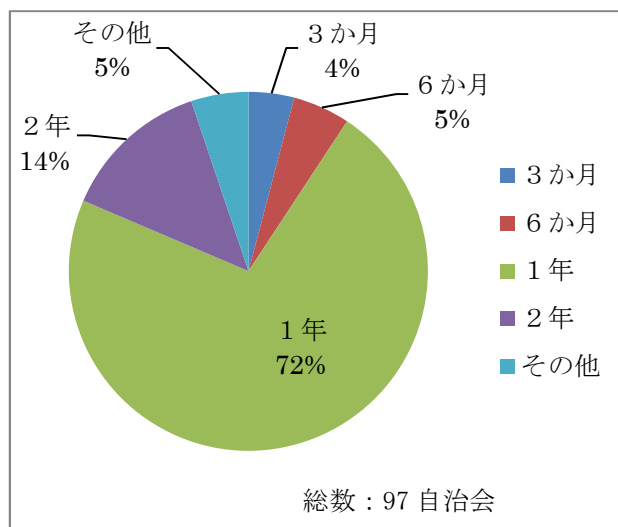
自治会費の減額制度について、「ある」と答えた自治会は 13 自治会で、減額の内容については、高齢のひとり暮らし世帯について配慮した内容が多くみられました。アパート入居の単身者（若い世代）を対象にしたものは、ごく一部となっています。

●役員について

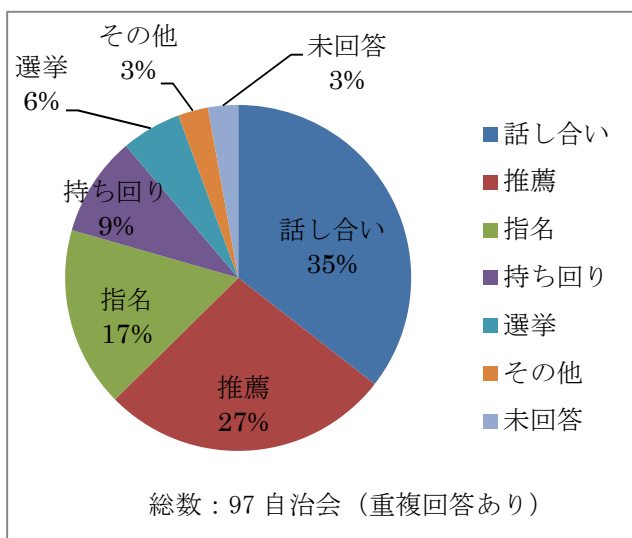
●役員の任期



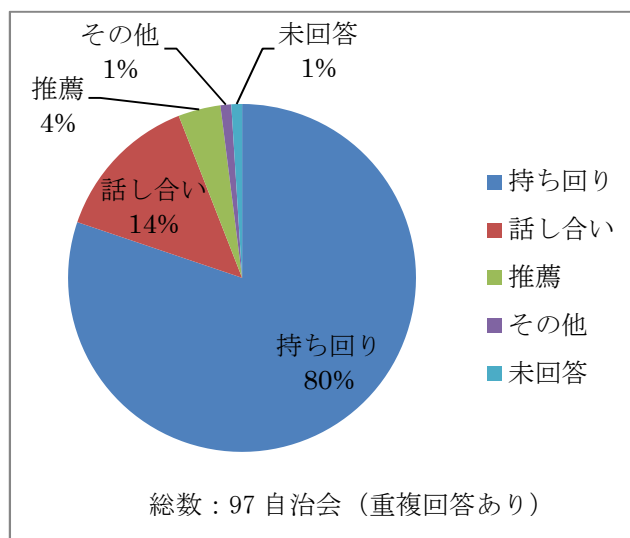
●班長の任期



●役員の選出方法



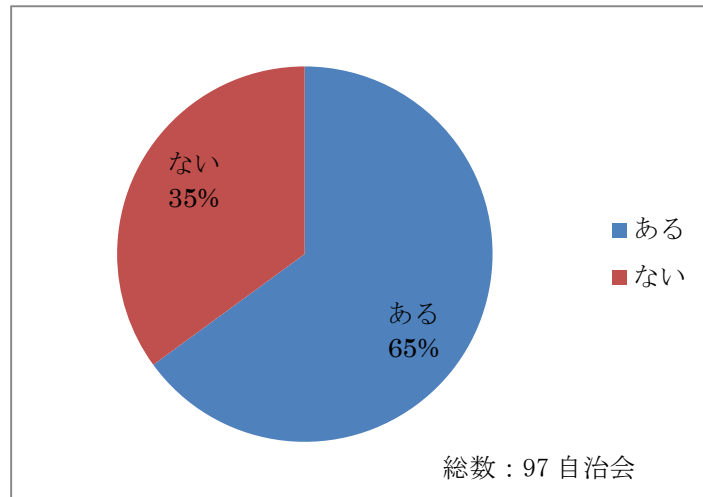
●班長の選出方法



役員の任期は「2年」、班長の任期は「1年」がそれぞれ多いことがわかります。

役員の選出方法は「話し合い」・「推薦」・「指名」の順に多く、「持ち回り」は少ないことがわかります。それに対し、班長の選出は「持ち回り」がおおよそ8割と、圧倒的に多くなっています。

●自治会長以外の役員や班長に対する活動費等があるか。



※活動費等の内容（カッコ内、金額を個別に回答していただいた自治会数）

- ・副会長（34 自治会） 1,500 円～33,600 円
- ・会計部長（35 自治会） 3,000 円～66,000 円
- ・総務部長（32 自治会） 5,000 円～66,000 円
- ・班長（16 自治会） 1,000 円～39,000 円
- ・その他の部長 1,500 円～15,000 円

他の例） 監事・各副部長・事務局・広報係・ブロック長 への支出
旅費、行動日をそのつど支出する
商品券、粗品でのお礼